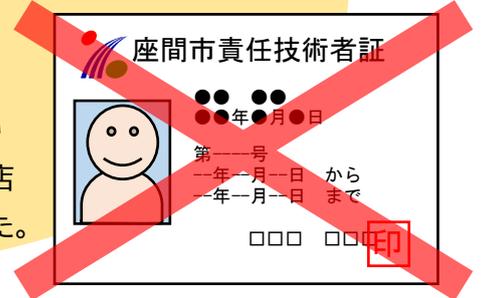


令和7年1月1日から、  
座間市での責任技術者登録が  
廃止になりました

※座間市下水道条例および座間市排水設備指定工事店  
規程を改正し、責任技術者登録制度を廃止しました。



現行

- ・指定工事店は、専属して従事する責任技術者がいること。
- ・専属して従事する責任技術者は、座間市で責任技術者登録をした者。



令和7年1月1日～

- ・指定工事店は、営業所ごとに責任技術者を選任すること。  
→責任技術者は神奈川県内における他の営業所と兼務できる
- ・選任する責任技術者は、神奈川県下水道協会から責任技術者試験の合格証  
または責任技術者更新講習の修了証が交付されている者。  
→座間市での責任技術者登録は不要

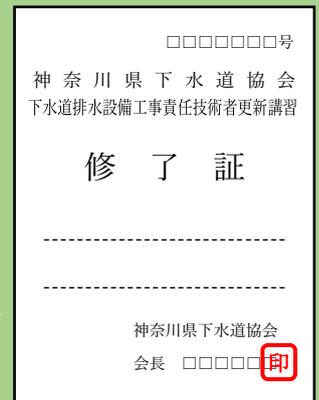
責任技術者の皆様への今後の影響

1 座間市での  
今後の責任技術者の  
更新・異動手続きは  
不要になります

2 現在お持ちの  
責任技術者証を  
すみやかに  
返却してください

# 1 座間市での今後の責任技術者の登録・更新・異動手続きは不要になります。

- ・座間市の責任技術者登録制度の廃止により、責任技術者の更新申請および氏名・住所等の異動手続きは不要となります。
- ・新たに指定工事店で従事するときは、指定工事店の異動手続きのみで完結します。
- ・皆様が従事する指定工事店の異動および更新手続きの際、神奈川県下水道協会からの責任技術者更新講習の修了証の写しが必要になりますので、大切に保管してください。



# 2 現在お持ちの責任技術者証を、すみやかに返却してください。

- ・皆様がお持ちの責任技術者証は、誠に勝手ながら令和7年1月1日をもって無効とさせていただきます。  
今後、施工現場等での資格の確認のため、身分証明書をご提示いただく場合がありますので、ご了承ください。
- ・すみやかに下水道施設課までご返却いただきますようお願いいたします。  
※窓口または郵送にてご返却ください。



ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。  
お手数ですが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

座間市上下水道局 下水道施設課 管理係  
TEL : 046-252-8587  
FAX : 046-252-8320  
E-mail : [gesui1@city.zama.kanagawa.jp](mailto:gesui1@city.zama.kanagawa.jp)